

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年2月から44年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月から44年7月まで
② 昭和50年5月から同年10月まで

結婚後、夫と二人で、A市役所で国民年金に加入し、一緒に20歳まで遡って国民年金保険料を納付した。平成20年に統合された記録を通知された時も、23年3月の年金請求手続時の年金見込額の試算においても、473か月の国民年金保険料納付済期間があるという回答だった。ところが、請求手続から3週間後に、申立期間①の42か月分の保険料について還付するという事で、国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書が送付され、その後、申立期間①を差し引いた431か月を国民年金保険料納付済期間とする国民年金・厚生年金保険年金証書が送付され、年金額も見込額より7万円近く減額されていた。さらに、還付金額が間違っていたとのことで、国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書を差し替えられた。

役所から納付案内されたとおりに国民年金保険料を納付し、35年間、年金として受給できるものと思ってきたので、申立期間①を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、保険料を納付しようとしたが、その必要はないと役所に言われたのに、私の意思に反して、未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①を含む昭和41年2月から48年3月までの7年2か月分の国民年金保険料を第2回特例納付により、50年12月2日に納付していることが納付書・領収証書及び特殊台帳により確認できるが、申立期間①(42

か月)は厚生年金保険の脱退手当金支給済期間であるため、国民年金の被保険者とはなり得ない期間であり、誤適用として、平成23年3月18日に、還付期間42か月分の還付決議がなされている。

しかし、申立期間①に係る保険料については、本来保険料を納付できない厚生年金保険被保険者期間でありながら、行政側が申立期間を含む期間の特例納付の納付書を作成したという誤りにより、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付した後、約35年間の長期間にわたり、国庫歳入金として扱われていたことは明らかである上、申立期間①の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険の被保険者でなかったものとみなされることを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、制度上国民年金の被保険者となり得ないことを理由として当該期間の保険料を還付することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

一方、申立期間②について、申立人の所持する国民年金手帳の発行日は、昭和50年11月28日であり、申立人は、同日付けで任意加入被保険者の資格を取得していることから、任意加入の対象となる申立期間②については、被保険者資格を遡って取得することができない上、同手帳の昭和50年度における国民年金印紙検認記録の5月から10月までの欄にも、「納付不要」の押印がされていることから、申立期間②は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年2月から44年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（17万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成5年4月から同年9月までの期間について、国（厚生労働省）の標準報酬月額の記録が17万円から8万6,000円に引き下げられており、納得がいかない。給与が引き下げられた記憶も無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する17万円と記録されていたところ、平成5年10月12日付けで、同年4月1日に遡って月額変更の処理が行われて8万6,000円に引き下げられていることが確認できる上、事業主及び大半の従業員についても同日付けで月額変更の処理が行われ、標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人が所持する平成5年4月から同年7月までの期間に係る給料支払明細書により、申立人は、同年4月の月額変更前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は経理担当であったが、当時のA社の経理担当責任者は、「当該月額変更は、社長が社会保険事務所の指導を受けて行ったもので、私も一緒に指導を受けたが、当該月額変更届の作成指示は誰にもしていない。」と供述していることから、申立人が当該月額変更処理に関与していたとは考え難い。

加えて、A社は、申立期間当時に厚生年金保険料を滞納していたことが滞納処分票から確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年10月12日付けで行われた月

額変更の処理は、事実に即したのものとは考え難く、申立人について同年4月1日に遡って標準報酬月額が減額処理が行われる合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間における標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た17万円に訂正することが必要と認められる。

滋賀厚生年金 事案 1154

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和46年10月22日、資格喪失日は47年9月21日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4万5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月頃から44年4月頃まで
② 昭和44年4月から47年10月まで
③ 昭和47年11月頃から48年9月頃まで

私は、申立期間①において、A社B支店のCで勤務し、申立期間②においては、同社D支店のEで勤務し、申立期間③においては、F社のGで勤務していた。いずれの期間においても、正社員として勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、A社D支店に勤務していたと主張しているところ、申立人が名前を挙げた同僚の供述及び雇用保険の記録から、申立人が昭和46年10月22日から47年9月20日まで、同支店に勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人と同姓同名、かつ、同じ生年月日で、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和46年10月22日、資格喪失日は47年9月21日）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の厚生年金保険被保険者記録は、申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和46年10月22日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、47年9月21日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者原票の記録から、

4万5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和44年4月から46年10月22日までの期間及び47年9月21日から同年10月までの期間については、申立人が名前を挙げた二人の同僚のうち、一人は、当該期間におけるA社での厚生年金保険の被保険者記録が見当たらず、残りの一人についても、申立人は、姓のみしか記憶していないため、特定することができず、申立人の勤務実態等を確認することができなかった。

また、A社は、当時の人事記録及び賃金台帳等を保管しておらず、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間①について、申立人は、A社B支店のCで勤務していたと主張しているが、同支店のCで勤務していた複数の従業員は、「当時、B支店のCには、若い女性が勤務していた記憶は無く、申立人のことは知らない。」と証言しており、申立人も当時の上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、当該期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間③について、申立人は、当時、F社に勤務していた者の紹介により、同社に入社したと主張しているが、申立人を同社に紹介したとされる者は、申立人のことを記憶しておらず、当該期間における申立人の勤務実態等について、具体的な証言を得ることができなかった。

また、複数の従業員に照会しても、申立人のことを記憶している者はいないため、申立人の勤務実態等を確認することはできない。

さらに、F社の後継事業所であるH社は、「当時の入店者名簿及び退店者名簿を確認したが、申立人の記録は見つからず、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料も不明である。」と回答していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況等を確認することができない。

加えて、F社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号も連続しており、欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①、申立期間②のうち、昭和44年4月から46年10月22日までの期間及び47年9月21日から同年10月までの期間並びに申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、申立期間②のうち、昭和44年4月から46年10月22日までの期間及び47年9月21日から同年10月までの期間並びに申立期間③における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から同年6月までの期間及び40年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月から同年6月まで
② 昭和40年1月から同年3月まで

申立期間①及び②について、国民年金保険料を毎月納付したのに、納付済みと記録されていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和37年3月頃、A町の役場で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料月額が480円、申立期間②の国民年金保険料月額は600円であった。申立期間①及び②の保険料は、同町の役場窓口で納付した。」と申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号が申立人に対し払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間①及び②については、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間①及び②当時の国民年金保険料月額は、100円であったことから、申立人が納付したとする保険料額についての記憶とも符合しない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から44年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から44年9月まで
昭和40年10月から44年9月まで未納となっているが、途中で中断することは考えられないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号「*」は、昭和46年11月25日にA市において払い出されており、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認され、当該払出日時点では、申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

また、当該払出日当時は、時効により納付することができない国民年金保険料の未納期間について特例納付が実施されていた時期であったことから、昭和48年6月以降に作成された申立人の国民年金手帳記号番号「*」に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）には特例納付により納付したとの記載はないものの、過年度納付月数を含む申立人の全ての納付月数が、4年*月生まれの申立人の年金受給資格期間である276月(23年)を満たしていることなどを踏まえると、納付記録自体に特段不合理な点はうかがえず、当該過年度納付及び特例納付は、申立人の年金受給資格期間を最低限確保するために行われたものと考えるのが自然である。

なお、申立人には、申立人がA市に転居する前に居住していたB町において、申立人の旧姓である「C」で、別の国民年金手帳記号番号「*」が昭和35年11月22日に払い出されているが、36年10月30日にはその払出しが取り消されており、同手帳記号番号で申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年9月まで

私の国民年金の記録は、昭和36年4月から44年9月まで未納となっているが、36年4月から40年9月まで主人が納付となっているのに、私だけ納付となっていないのはおかしい。同年10月以降も未納であることは考えられないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫と同日の昭和46年11月25日に連番で払い出されており、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認され、当該払出日時点では、申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

また、当該払出日当時は、時効により納付することができない国民年金保険料の未納期間について特例納付が実施されていた時期であったことから、昭和48年6月以降に作成された申立人の国民年金手帳記号番号「*」に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）を確認したが、特例納付により納付したことをうかがわせる記載は見当たらない上、過年度納付月数を含む申立人の全ての納付月数が申立人の年金受給資格期間である300月（25年）を満たしていることなどを踏まえると、申立人が当該払出日当時に申立期間の保険料を特例納付しなければならない特段の理由は見当たらず、申立人夫婦に聴取しても、記憶が曖昧なため、納付状況が不明瞭である。

さらに、複数の読み方でのオンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行うも、現在の国民年金手帳記号番号以外に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から8年3月まで

20歳になる前にA市役所からもB市役所からも国民年金の加入についての通知が届かず疑問に思っていた。その後、B市からA市に戻った平成8年7月頃に、父がA市役所に行き、20歳に遡及して私の国民年金の加入手続きを行い、平成8年度（現年度）は、私が学生であったため免除申請を行ってくれた。その2、3か月後の同年10月頃に、C社会保険事務所（当時）から送付されてきた過年度保険料の納付書により、父がD銀行本店で父名義の同行E支店の普通預金口座から現金を引き出し、同行本店で申立期間の保険料を一括納付してくれた。しかし、国（厚生労働省）の記録では未納になっているので、よく調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、19か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、申立人の申立期間の保険料を納付したとするその父親は、申立期間を含め全ての国民年金加入期間の国民年金保険料を納付していることから、その父親の納付意識は高かったものと考えられる。

しかしながら、申立人の父親は、申立期間の保険料を一括納付した時期は、申立人の国民年金の加入手続きをしたとする平成8年7月頃から2、3か月後の同年10月頃であったと供述しているところ、オンライン記録によると、9年7月8日に過年度納付書が発行されており、当該時点では、申立期間のうち6年9月から7年5月までの保険料は時効で納付できない上、当該時点で申立人に未納期間があったことが確認できる。

また、A市の申立人に係る申立期間の国民年金保険料の納付記録は未納とな

っており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から55年3月まで
青年会で、役場の方から国民年金への加入を勧められ、21歳の時に父が加入手続をしてくれたように思う。その時に、20歳の誕生日まで遡って保険料を納付したと言われた記憶がある。その後、年金手帳が無いのに気がつき、妻が再交付の手続をしてくれた際も、加入は21歳からだ、保険料を納付したのは20歳からだと思っていた。ところが、ねんきん特別便では、申立期間が未納となっており、納付できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年10月7日に、A町で払い出され、国民年金被保険者資格が55年4月1日まで遡及して取得されていることから、申立期間は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の所持する年金手帳を見ても、申立人が国民年金の初めて被保険者となった日は、昭和55年4月1日とされているが、当該手帳には、「A町」及び「再交付」の押印がなされていることから、同町で、再交付時に作成されたものと考えられ、同町においても申立人の国民年金の被保険者資格の取得日は同日として記録されていたものと考えられる。

さらに、複数の読み方で氏名検索するも、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月18日から31年6月2日まで
年金を受給する際に、A事業所での厚生年金保険被保険者期間が算入されておらず、脱退手当金を受給したことになっていることが分かった。受給した覚えもないので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給した旨の記載があり、同台帳に記載された支給額はオンライン記録と一致している上、計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和31年7月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の前後50人の被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失月である昭和31年6月の前後2年以内に資格を喪失した女性24人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、その24人全員に脱退手当金の支給記録（うち、23人が6か月以内に支給）が確認でき、資格喪失日が申立人の直前（昭和31年6月1日）の者の脱退手当金の支給日は申立人と同日の同年7月13日である上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月 3 日から 39 年 3 月 29 日まで
② 昭和 40 年 4 月 23 日から 44 年 3 月 1 日まで

平成 16 年頃、年金記録を確認し、自分が脱退手当金を受け取ったことになっていることを初めて知った。受け取った記憶は無かったが、どうすればいいのかわからずそのままにしていたところ、日本年金機構からはがきが届いたので申し立てた。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給については、脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給決定伺が保管されており、これらの書類から確認できる記載内容はオンライン記録と一致している。

また、申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の氏名及び当時の結婚後の居住予定の住所地が記載されている上、当初の希望受領場所として当該居住予定地近隣の金融機関を指定しているほか、当該請求書の受領欄には、申立人が脱退手当金を受領したことを示す記名、押印があることが確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 4 月 22 日に脱退手当金の支給が決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険

者記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはいかたがえなない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月 1 日から 31 年 7 月 25 日まで
② 昭和 31 年 11 月 26 日から 37 年 3 月 1 日まで

当時、私はAをしており、B事業所を退職後も働き続けるつもりでおり、同事業所を退職後、C事業所を経て、再びB事業所で働き続けているので、申立期間に係る脱退手当金を請求することは不自然である。受け取った記憶は無いため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について脱退手当金は受け取っていないと主張しているが、申立人が受け取ったとされる脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和37年5月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間②に係るB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に脱退手当金の受給要件を満たして厚生年金保険被保険者資格を喪失した9人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む8人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち申立人を含む4人が資格喪失後6か月以内に支給決定されていることから、当該事業所においては、事業主による代理請求がなされていた可能性がうかがえる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間が同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間②の後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月 1 日から 62 年 1 月 1 日まで
② 平成 13 年頃から 14 年頃まで

私は、申立期間①についてはA事業所に、申立期間②についてはB事業所及びC社において、いずれも正社員として働いていたので、当たり前のように給与から厚生年金保険料が引かれていたと思う。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「D町にあったA事業所に正職員として勤務していた。」と主張しているところ、元事業主の証言により、期間は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、A事業所の元事業主は、「雇用した時期は定かではないが、ハローワークを通じて5年の期限で雇用した。当事業所は個人事業所なので、厚生年金保険には入っておらず、保険料も控除していない。」と回答している。

なお、申立人は、申立期間①について、A事業所からE事業所に修行に出された旨述べているところ、A事業所及びE事業所の元事業主の証言から、A事業所を退職後、E事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、E事業所の元事業主も、「申立期間の頃に、5年ほど雇用していた。しかし、個人事業所なので、厚生年金保険には入っておらず、申立人から保険料も控除していない。申立人には、国民年金に入るように勧めていた。」と回答している。

申立期間②について、申立人は、期間は明確でないもののB事業所に勤務し

ていたとしていることから、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによりB事業所又はそれに類似する名称で厚生年金保険の適用事業所になっている事業所2社について調査したが、いずれの事業所も申立人が主張する事業所ではなかった上、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず証言が得られないことから、申立人が勤務したとする事業所を特定することができない。

また、申立期間②について、申立人は、C社にも勤務していたとしているところ、同社は、「申立人の履歴書だけが保管されており、当社で雇用した可能性はあるが、勤務期間等については分からない。」と回答しており、申立人の同社における勤務実態についての具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録から、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成17年10月1日であることが確認できるところ、同社は、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。